

中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく認定について

1 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定について

この認定は、突発性災害（自然災害等）の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者を支援するための措置です。

2 認定の要件

- (1) 申請者が災害指定を受けた地域において、1年以上継続して事業を行っていること。
- (2) 原則として突発性災害等の影響を受け、最近1か月の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月比で20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれること。

※比較する前年同月が新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場合は、令和元年2月以降で同感染症の影響を受ける直前の年の同月と比較します。

提出書類	備考
<input type="checkbox"/> (1) 認定申請書（その1） (2) 認定申請書（その1） 市控え (3) 認定申請書（その2） (4) 月別売上表	月別売上表に記載の売上高は、必ず1円単位で決算書・確定申告書の売上高との一致を確認してください。
<input type="checkbox"/> 吹田市内事業所の所在地が確認できる書類（写し）	【法人の場合】 履歴事項全部証明書（申請日の3か月以内発行のもの） 【個人事業主の場合】 直近の確定申告書【第一表】 ※ 税務署の受付印又は受付メール詳細が必要です。 ※ 上記で吹田市内事業所の所在地が確認できない場合は、開業届、営業許可書等が必要です。
<input type="checkbox"/> 売上高が確認できる書類（写し）	【法人の場合】 直近の決算書類のうち、 ①損益計算書 ②法人事業概況説明書 (月別売上が確認できる表を含む。) 【個人事業主の場合】 直近の青色申告決算書又は収支内訳書
<input type="checkbox"/> 委任状	代理申請の場合に必要。様式をダウンロードして御使用ください。 【金融機関に委任する場合】 金融機関の押印が必要です。 【その他の場合】 従業員に委任する場合も委任状が必要です。

（裏面あり）

3 注意事項

- (1) 令和5年10月1日以降の認定申請分から、その資金使途は借換に限定されます。なお、借換資金に追加融資資金を加えることは可能です。
- (2) 認定書は、即日発行を原則としていますが、添付書類等に不備があった場合には、日数を要することがありますので御了承ください。
- (3) 代理申請の場合は申請書及び必要な添付書類等にあわせて、委任状が必要です。
- (4) 申請に関わる添付書類をコピーやFAXされた場合、不鮮明なものは取扱いできない場合がありますので、御留意ください。
- (5) 認定書の交付を受けた後、本認定の有効期限内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。なお、本認定書は、一切の融資・保証を約束するものではありません。
- (6) 認定後、認定内容と大きく異なる事実が判明した場合、認定書が無効になる場合があります。

【お問い合わせ先】

吹田市 都市魅力部 地域経済振興室
〒564-8550
吹田市泉町1丁目3番40号
電話 06-6170-7217（直通）